

事務連絡
平成30年9月27日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県
附属学校を置く各国公立大学法人
小中高等学校を設置する学校設置会社を 御中
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況調査について（依頼）

東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れについては、積極的に御対応いただいているところであり、感謝申し上げます。

文部科学省では、東日本大震災により被災した児童生徒における就学の機会を着実に確保するとともに、当該児童生徒に対する支援策の検討に資するため、平成30年5月1日現在の東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況を、昨年度に引き続き今年度も把握することとしました。

ついては、お忙しい中大変恐縮ですが、本調査への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、今年度も昨年度同様、教育委員会や学校現場の負担に配慮し、ウェブ上で御回答いただくこととしました。

都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対し、本調査を周知くださるようよろしくお願いいたします。

記

1 調査対象

平成23年3月11日以降、東日本大震災の影響により被災し、被害が甚大な3県（岩手県、宮城県、福島県）等から避難してきた児童生徒の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校における受入れ状況（平成30年5月1日現在）

※震災後7年以上が経過したことから、今回、調査対象となるのは、平成30年5月1日現在、小学校2学年から高等学校3学年に在籍する児童生徒となります。ただし、小学校2学年に在籍する児童のうち、平成23年3月11日から平成23年4月1日の間に生まれた児童については対象外となります。また、昨年度より幼稚園、幼保連携型認定こども園に通う幼児については対象外としております。

2 回答期限

平成30年10月29日（月）

3 回答方法

(1) 登録作業

- 以下の登録用URLにアクセスの上、回答者情報（メールアドレス等）を入力してください。

<https://monka-chosa.qa-web.jp/index.php/238753?lang=ja>

(2) 回答作業

- 上記作業により、登録したメールアドレスに追って回答用の専用個別URLが送付されますので、対象となる児童生徒数等を回答してください。
- システムの関係上、上記URLにアクセスできない場合やメールが受信できない場合は、下記の【システムに関する問合せ先】まで速やかに連絡してください。
- 回答方法の詳細は、別添1の作業要領を確認してください。

4 その他

- ・都道府県教育委員会におかれては、原則、本調査は都道府県ごとの集計としているため、誠にお手数ですが、域内の市区町村教育委員会の回答状況をメール等により把握していただき、上記締切までに、域内の全ての市区町村教育委員会が回答済みとなるよう、御対応をお願いします。なお、域内の全ての市区町村が回答済みとなった際は、その旨をメール（syokyo@mext. go. jp）で御連絡ください。
- ・市区町村教育委員会からの回答については、当方で都道府県ごとに取りまとめたものを、後日、各都道府県教育委員会に情報提供させていただきます。都道府県教育委員会におかれては域内の状況として把握いただければと存じます。

【本件担当】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

公立学校（公立大学法人が設置する附属学校を含む。）及び株式会社立学校について：

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室（上久保、藤澤）

TEL 03-5253-4111（内線2007）

私立学校について：

高等教育局私学部私学行政課（加賀、宮本、山上）

TEL 03-5253-4111（内線2532、2533）

国立大学法人が設置する附属学校について：

高等教育局大学振興課教員養成企画室（堤、松本）

TEL 03-5253-4111（内線3498）

【システムに関する問合せ先】

株式会社アイフィス（文部科学省からの運營業務請負者）（梶栗、遠藤）

TEL 03-5395-1203（受付時間：9時30分から17時30分（土日祝除く））